

### 3 精神障害者保健福祉手帳

#### I どんな制度

精神障害のために、長期にわたって日常生活等に制限を受けていると認められた方は、障害の程度に応じて1～3級までの精神障害者保健福祉手帳が受けられます。

精神障害者の自立や社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としており、障害の等級に応じ、税金の控除・減免、各種施設の入場料等の減免、バス乗車券等の交付、公営住宅（県営・市営住宅）公募時の優遇等を受けることができます。

#### II 対象

精神障害と診断された日から6か月以上経過しており、日常生活、または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方。

障害の程度が重い順に1級・2級・3級となっており、障害年金の等級に準拠しています。

等級	障害の程度
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

#### III 申請に必要なもの

##### ① 申請書

##### ② アとイのいずれか

ア 手帳用診断書（初診日から6か月以上経過したもので、申請日から3か月以内に主治医が記載したもの）

イ 精神障害を事由とした障害年金証書等の写し（特別障害者給付金受給資格者証等の写しも可）及び同意書

または

マイナンバーの確認に必要な書類及びマイナンバーによる障害年金についての照会に関する同意書

##### ③ 写真（縦4cm×横3cmで、申請日より1年以内に撮影され、脱帽し上半身を写したもので、裏面に氏名と生年月日を記入してください）

※ ①、②の書類は申請窓口にあります。

※ 代理の方が申請する場合は、代理の方の印鑑もご持参ください。

#### IV 申請窓口

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課精神保健係

#### V 申請から交付までの流れ

申請書類（上記Ⅲの①～③）を申請窓口へ申請後、交付の可否の決定のお知らせが申請者ご本人へ郵送で届きます（診断書を添付した場合は1～2か月、年金証書を添付した場合は2～3か月かかることがあります）。

交付が決定した方は、通知が届いたら、写真（上記Ⅲの③）と、代理の方が受け取る場合は、代理の方の印鑑を持って申請窓口で手帳を受け取ってください。有効期限は2年間です。

## Ⅵ 更新および変更の手続き

有効期限の3か月前から更新の手続きができます。前頁記載の申請に必要なものをご用意の上、申請手続きをしてください。

有効期限内に障害年金の等級の変更や、障害の状態に変化があった場合、等級変更の申請ができますので、必要書類をそろえて申請窓口で手続きをしてください。

※ 更新のお知らせはしていませんので、ご注意ください。

## Ⅶ カード形式障害者手帳について

携帯に便利なカード形式による障害者手帳の交付ができるようになりました。

- すでに障害者手帳をお持ちの方で手帳のカード化を希望される方が対象です。  
(※申請しようとする日から6か月以内に更新・障害等級変更の予定がない方が対象です。)
- 写真は白黒になります。
- カード形式の障害者手帳を選択した場合、紙形式の障害者手帳と同時所持することはできません。

【見本】



## Ⅷ 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】
総合リハビリテーション推進センター総務・判定課	【 P7 】